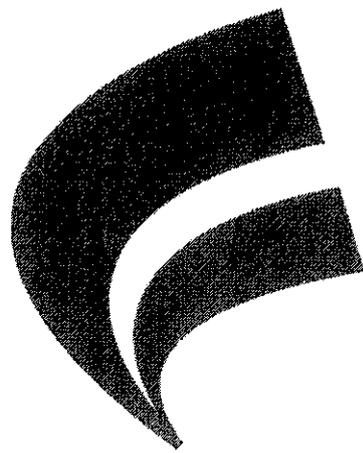


# 令和5年度 教育委員会

(第2回定例会)

開催日 令和5年5月12日



笛吹市

笛吹市教育委員会

## 令和5年度5月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年5月12日(金)午後1時30分開会  
場 所 釈迦堂遺跡博物館 体験学習棟

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(5月議事録：飯田職務代理、高野委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
  - ・議案第1号  
 笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱の一部改正について
  - ・議案第2号  
 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱の一部改正について
  - ・議案第3号  
 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱の一部改正について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年6月5日(月)  
午後2時～ 市民窓口館302・303会議室

## 議案第1号（5月）

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱  
の一部改正について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 29 年 笛吹市教育委員会告示第 7 号)</p> <p>笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>山梨県の部活動指導員任用事業費補助金交付要綱の一部が改正されたこと及び令和 5 年度部活動指導員任用事業実施要領が制定されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>県のと綱及び要領が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本要綱の目的を改める。</p> <p>また、補助事業を活用する上での要件として教職員の「客観的な在校等時間の把握」を行うことが県の要領に規定されている。</p> <p>しかし、学校ではタイムカード及び正規教職員以外の職員が電子計算機を用いて時間の記録ができないことから、校長の現認により客観的な記録を確認する必要があるため、様式第3号を改める。</p>
<p>経過</p>	<p>平成 29 年度から県の補助事業(報酬年間 210 時間以内、補助率 2/3)を活用し、部活動の円滑な運営を目的として部活動指導員を配置してきた。</p> <p>県の補助事業は令和 4 年度限りで終了となる予定であったが、生徒にとって望ましい活動環境の構築と教職員の働き方改革の実現を図るため、令和 5 年度も継続されることとなった。</p> <p>については、本市においても事業を継続するとともに、目的及び客観的な在校等時間の把握を行うための改正をすることとなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>部活動指導員任用事業費補助金交付要綱(山梨県) 令和 5 年度部活動指導員任用事業実施要領(山梨県) 笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱(平成 29 年 笛吹市教育委員会告示第 8 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 5 年度当初予算計上 3,500 千円(県 2/3・市 1/3)</p>
<p>その他</p>	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱の一部を改正する要綱  
笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱(平成29年笛吹市教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この要綱は、笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)の運動部活動(以下「部活動」という。)に部活動指導員(以下「指導員」という。)を派遣することにより、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。

様式第1号中

「笛吹市立 中学校校長 様」を

「 笛吹市立 中学校  
校長 様」に、

「

勤務日	曜日	勤務内容	時間数(時間単位)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			

16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

を

「

勤務日	曜日	勤務内容	時間数 (時間単位)	始業・終業時間	校長 確認欄
1日					<input type="checkbox"/>
2日					<input type="checkbox"/>
3日					<input type="checkbox"/>
4日					<input type="checkbox"/>
5日					<input type="checkbox"/>
6日					<input type="checkbox"/>
7日					<input type="checkbox"/>
8日					<input type="checkbox"/>
9日					<input type="checkbox"/>
10日					<input type="checkbox"/>
11日					<input type="checkbox"/>
12日					<input type="checkbox"/>
13日					<input type="checkbox"/>
14日					<input type="checkbox"/>

」

15日					<input type="checkbox"/>
16日					<input type="checkbox"/>
17日					<input type="checkbox"/>
18日					<input type="checkbox"/>
19日					<input type="checkbox"/>
20日					<input type="checkbox"/>
21日					<input type="checkbox"/>
22日					<input type="checkbox"/>
23日					<input type="checkbox"/>
24日					<input type="checkbox"/>
25日					<input type="checkbox"/>
26日					<input type="checkbox"/>
27日					<input type="checkbox"/>
28日					<input type="checkbox"/>
29日					<input type="checkbox"/>
30日					<input type="checkbox"/>
31日					<input type="checkbox"/>
計				校長月末確認欄 レ点又は押印	

に

改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

」

笛吹市部活動指導員任用事業実施要綱(平成29年笛吹市教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的) 第1条 この要綱は、<u>笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)</u>の運動部活動(以下「部活動」という。)<u>に部活動指導員(以下「指導員」という。)</u>を派遣することにより、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 <u>笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)</u>に部活動指導員(以下「指導員」という。)<u>を派遣することにより、運動部活動(以下「部活動」という。)</u>の円滑な運営を図ることを目的とする。</p>

(新)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市立 中学校  
校長 様

笛吹市立 中学校部活動指導員

勤務実績報告書

月分の勤務実績を次のとおり報告します。

勤務日	曜日	勤務内容	時間数	始業・終業時間	校長確認欄
1日					<input type="checkbox"/>
2日					<input type="checkbox"/>
3日					<input type="checkbox"/>
4日					<input type="checkbox"/>
5日					<input type="checkbox"/>
6日					<input type="checkbox"/>
7日					<input type="checkbox"/>
8日					<input type="checkbox"/>
9日					<input type="checkbox"/>
10日					<input type="checkbox"/>
11日					<input type="checkbox"/>
12日					<input type="checkbox"/>
13日					<input type="checkbox"/>
14日					<input type="checkbox"/>
15日					<input type="checkbox"/>
16日					<input type="checkbox"/>
17日					<input type="checkbox"/>
18日					<input type="checkbox"/>
19日					<input type="checkbox"/>
20日					<input type="checkbox"/>
21日					<input type="checkbox"/>
22日					<input type="checkbox"/>
23日					<input type="checkbox"/>
24日					<input type="checkbox"/>
25日					<input type="checkbox"/>
26日					<input type="checkbox"/>
27日					<input type="checkbox"/>
28日					<input type="checkbox"/>
29日					<input type="checkbox"/>
30日					<input type="checkbox"/>
31日					<input type="checkbox"/>
計				校長月末確認欄 シ点又は押印	

(旧)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市立 中学校校長 様

笛吹市立 中学校部活動指導員

勤務実績報告書

月分の勤務実績を次のとおり報告します。

勤務日	曜日	勤務内容	時間数(時間単位)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

## 議案第2号（5月）

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱の一部改正について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 30 年 笛吹市教育委員会告示第 9 号)                  笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>山梨県の学力向上支援スタッフ配置事業費補助金実施要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>県の「学力向上支援スタッフ配置事業実施要領」の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本要綱の様式を改める。                  当該改正で、補助事業を活用する上での要件として教職員の「客観的な在校等時間の把握」を行うことが追加された。                  しかし、学校ではタイムカード及び正規教職員以外の職員が電子計算機を用いて時間の記録ができないことから、校長の現認により客観的な記録を確認する必要があるため、様式第1号を改める。</p>
<p>経過</p>	<p>平成 30 年度から県の補助事業(報酬、手当及び通勤手当 補助率 2/3 上限額設定あり)を活用し、学習保障に必要な人的体制の強化として学習指導員(学力向上支援スタッフ)を配置してきた。                  県の補助事業は令和 4 年度限りで終了となる予定であったが、全体指導や個別指導の補助による児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着、学習意欲や表現力を高める取組を通して、児童生徒の学力向上に資するため、令和 5 年度も継続されることとなった。                  ついては、本市においても事業を継続するとともに、客観的な在校等時間の把握を行うための改正をすることとなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>学力向上支援スタッフ配置事業費補助金交付要綱(山梨県)                  学力向上支援スタッフ配置事業費補助金実施要領(山梨県)                  笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱(平成 30 年笛吹市教育委員会告示第 10 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 5 年度当初予算計上 76,872 千円(県 2/3・市 1/3)</p>
<p>その他</p>	<p></p>

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱の一部を改正する  
要綱

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「笛吹市立 学校校長 様」を  
「 笛吹市立 学校 校長 様」に、

「

勤務日	曜日	勤務内容	時間数(時間単位)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			

を

21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

「

勤務日	曜日	勤務内容	時間数 (時間単位)	始業・終業時間	校長 確認欄
1日					<input type="checkbox"/>
2日					<input type="checkbox"/>
3日					<input type="checkbox"/>
4日					<input type="checkbox"/>
5日					<input type="checkbox"/>
6日					<input type="checkbox"/>
7日					<input type="checkbox"/>
8日					<input type="checkbox"/>
9日					<input type="checkbox"/>
10日					<input type="checkbox"/>
11日					<input type="checkbox"/>
12日					<input type="checkbox"/>
13日					<input type="checkbox"/>
14日					<input type="checkbox"/>
15日					<input type="checkbox"/>
16日					<input type="checkbox"/>
17日					<input type="checkbox"/>
18日					<input type="checkbox"/>
19日					<input type="checkbox"/>

に

20日					<input type="checkbox"/>
21日					<input type="checkbox"/>
22日					<input type="checkbox"/>
23日					<input type="checkbox"/>
24日					<input type="checkbox"/>
25日					<input type="checkbox"/>
26日					<input type="checkbox"/>
27日					<input type="checkbox"/>
28日					<input type="checkbox"/>
29日					<input type="checkbox"/>
30日					<input type="checkbox"/>
31日					<input type="checkbox"/>
計				校長月末確認欄 レ点又は押印	

改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(新)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校  
校長 様

笛吹市立 学校学力向上支援スタッフ  
勤務出勤状況報告書  
月分の出勤状況を次のとおり報告します。

勤務日	曜日	勤務内容	時間数	始業・終業時間	校長
1日					<input type="checkbox"/>
2日					<input type="checkbox"/>
3日					<input type="checkbox"/>
4日					<input type="checkbox"/>
5日					<input type="checkbox"/>
6日					<input type="checkbox"/>
7日					<input type="checkbox"/>
8日					<input type="checkbox"/>
9日					<input type="checkbox"/>
10日					<input type="checkbox"/>
11日					<input type="checkbox"/>
12日					<input type="checkbox"/>
13日					<input type="checkbox"/>
14日					<input type="checkbox"/>
15日					<input type="checkbox"/>
16日					<input type="checkbox"/>
17日					<input type="checkbox"/>
18日					<input type="checkbox"/>
19日					<input type="checkbox"/>
20日					<input type="checkbox"/>
21日					<input type="checkbox"/>
22日					<input type="checkbox"/>
23日					<input type="checkbox"/>
24日					<input type="checkbox"/>
25日					<input type="checkbox"/>
26日					<input type="checkbox"/>
27日					<input type="checkbox"/>
28日					<input type="checkbox"/>
29日					<input type="checkbox"/>
30日					<input type="checkbox"/>
31日					<input type="checkbox"/>
計				校長月末確認欄 レ点又は押印	

(旧)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校校長 様

笛吹市立 学校学力向上支援スタッフ

勤務出勤状況報告書

月分の出勤状況を次のとおり報告します。

勤務日	曜日	勤務内容	時間数(時間単位)
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

## 議案第3号（5月）

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱の一部改正について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和2年 笛吹市教育委員会告示第19号) 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱の一部を改正する要綱
趣旨目的	山梨県のスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱及びスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金実施要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
概要	<p>県の要綱及び要領の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本要綱の趣旨及びスクール・サポート・スタッフの職務を改める。</p> <p>また、補助事業を活用する上での要件として教職員の「客観的な在校等時間の把握」を行うことが県の要領に追加された。</p> <p>しかし、学校ではタイムカード及び正規教職員以外の職員が電子計算機を用いて時間の記録ができないことから、校長の現認により客観的な記録を確認する必要があるため、様式第1号を改める。</p>
経過	<p>令和2年度から山梨県において、教職員が子供の学びの保障に注力できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートするために必要な人的体制の強化として、スクール・サポート・スタッフを配置するための補助事業が打ち出された。</p> <p>本市は当該事業を活用し、教職員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる人員体制を整備するため、18人のスクール・サポート・スタッフを市内公立18校に配置し教職員の業務を支援してきた。</p> <p>県の補助事業は令和4年度限りで終了となる予定であったが、児童生徒に対して安心・安全な学習環境を整備するとともに、教職員の負担軽減を図り、かつ、本来の業務に注力できるよう令和5年度も継続されることとなった。</p> <p>については、本市においても事業を継続するとともに、趣旨、職務及び客観的な在校等時間の把握を行うための改正をすることとなった。</p>
関係法令	<p>スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱(山梨県)</p> <p>スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金実施要領(山梨県)</p> <p>笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第20号)</p>
予算措置	令和5年度当初予算計上 18,604千円(県2/3・市1/3)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱の一部を  
改正する要綱

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務を支援」を「この要綱は、教員の負担を軽減し、教員がより児童生徒への指導、教材研究等に注力できる体制を整備」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学習プリント及び家庭への配布文書等の印刷並びに配布準備
- (2) 採点業務の補助
- (3) 来客対応及び電話対応
- (4) 学校行事及び式典等の準備補助
- (5) 授業準備の補助
- (6) 登下校指導
- (7) 消毒作業

様式第1号中

「

勤務日	曜日	勤務内容	時間数
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			

13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			

を

勤務日	曜日	勤務内容	時間数 (時間単位)	始業・終業時間	校長 確認欄
1日					<input type="checkbox"/>
2日					<input type="checkbox"/>
3日					<input type="checkbox"/>
4日					<input type="checkbox"/>
5日					<input type="checkbox"/>
6日					<input type="checkbox"/>
7日					<input type="checkbox"/>
8日					<input type="checkbox"/>
9日					<input type="checkbox"/>
10日					<input type="checkbox"/>
11日					<input type="checkbox"/>

12日					<input type="checkbox"/>
13日					<input type="checkbox"/>
14日					<input type="checkbox"/>
15日					<input type="checkbox"/>
16日					<input type="checkbox"/>
17日					<input type="checkbox"/>
18日					<input type="checkbox"/>
19日					<input type="checkbox"/>
20日					<input type="checkbox"/>
21日					<input type="checkbox"/>
22日					<input type="checkbox"/>
23日					<input type="checkbox"/>
24日					<input type="checkbox"/>
25日					<input type="checkbox"/>
26日					<input type="checkbox"/>
27日					<input type="checkbox"/>
28日					<input type="checkbox"/>
29日					<input type="checkbox"/>
30日					<input type="checkbox"/>
31日					<input type="checkbox"/>
計				校長月末確認欄 レ点又は押印	

に

改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

」

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>教員の負担を軽減し、教員がより児童生徒への指導、教材研究等に注力できる体制を整備</u>するため、<u>笛吹市立小中学校(以下「小中学校」という。)にスクール・サポート・スタッフ(以下「スタッフ」という。)を配置</u>することに<u>関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 スタッフは、<u>配置される小中学校の校長の監督を受け、教職員の業務を補助</u>するため、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>学習プリント及び家庭への配布文書等の印刷並びに配布準備</u></p> <p>(2) <u>採点業務の補助</u></p> <p>(3) <u>来客対応及び電話対応</u></p> <p>(4) <u>学校行事及び式典等の準備補助</u></p> <p>(5) <u>授業準備の補助</u></p> <p>(6) <u>登下校指導</u></p> <p>(7) <u>消毒作業</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ること</u>で<u>純増する教職員の業務を支援</u>するため、<u>笛吹市立小中学校(以下「小中学校」という。)にスクール・サポート・スタッフ(以下「スタッフ」という。)を配置</u>することに<u>関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 スタッフは、<u>配置される小中学校の校長の監督を受け、教職員の業務を補助</u>するため、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>学校施設、教材等の消毒作業</u></p> <p>(2) <u>学習プリント等の印刷、配布、授業準備の補助等</u></p> <p>(3) <u>来客対応、電話対応、連絡業務等</u></p> <p>(4) <u>登下校支援</u></p> <p>(5) <u>その他配置された学校の校長が必要と認める職務</u></p>

(新)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校  
校長 様

スクール・サポート・スタッフ

出勤状況報告書

月分の出勤状況を次のとおり報告します。

勤務日	曜日	勤務内容	時間数 (時間単位)	始業・終業時間	校長 確認欄
1日					<input type="checkbox"/>
2日					<input type="checkbox"/>
3日					<input type="checkbox"/>
4日					<input type="checkbox"/>
5日					<input type="checkbox"/>
6日					<input type="checkbox"/>
7日					<input type="checkbox"/>
8日					<input type="checkbox"/>
9日					<input type="checkbox"/>
10日					<input type="checkbox"/>
11日					<input type="checkbox"/>
12日					<input type="checkbox"/>
13日					<input type="checkbox"/>
14日					<input type="checkbox"/>
15日					<input type="checkbox"/>
16日					<input type="checkbox"/>
17日					<input type="checkbox"/>
18日					<input type="checkbox"/>
19日					<input type="checkbox"/>
20日					<input type="checkbox"/>
21日					<input type="checkbox"/>
22日					<input type="checkbox"/>
23日					<input type="checkbox"/>
24日					<input type="checkbox"/>
25日					<input type="checkbox"/>
26日					<input type="checkbox"/>
27日					<input type="checkbox"/>
28日					<input type="checkbox"/>
29日					<input type="checkbox"/>
30日					<input type="checkbox"/>
31日					<input type="checkbox"/>
計				校長月末確認欄 レ点又は押印	

(旧)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校  
校長 様

スクール・サポート・スタッフ

出勤状況報告書

月分の出勤状況を次のとおり報告します。

勤務日	曜日	勤務内容	時間数
1日			
2日			
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日			
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
計			